暴力団排除に関する誓約書

私は、五條市が五條市暴力団排除条例（平成２４年３月条例第７号。以下「条例」という。）に基づき、五條市が発注する公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を契約から排除していることを認識した上で、下記の事項について誓約いたします。

なお、誓約に違反した場合、五條市が行う措置（契約解除、違約金等の徴収、入札参加停止等措置等）について、一切の異議申立てを行いません。

記

１　自己（契約締結権限を有する個人、法人及び権利能力なき社団（以下「法人格を持たない団体」という。）をいう。）又は役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者をいう。）が、次のいずれにも該当する者ではありません。

（１）　暴力団（条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（２）　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

（３）　役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を得る目的で又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者。

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者。

（５）　上記（３）及び（４）に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

２　上記１の（１）から（５）までのいずれかに該当する者を、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としません。

３　下請負人等が上記１の（１）から（５）までのいずれかに該当すると判明し、五條市から下請契約等の解除を求められたときは、解除の求めに従います。

４　上記１の（１）から（５）までのいずれかに該当するか否かの確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。また、調査及び確認のため、五條市が奈良県五條警察署に照会することについて同意します。

５　暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、遅滞なく五條市に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をします。

令和　　年　　月　　日

五條市長　様

申請者　住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

【参考】五條市暴力団排除条例（抜粋）

|  |
| --- |
| （市の事務及び事業における措置）  第６条　市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。 |